

# 総務常任委員会

平成27年9月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	小村 尚己
平川 理恵	木澤 正男	奥村 容子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	植村 俊彦
総 務 課 長	加藤 恵三	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	平田 政彦		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

おはようございます。

1日の本会議から付託をされています議案の関係等、第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてと、議案の第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第39号、議案第40号、議案第42号の5議案につきまして、慎重審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますことをよろしく願いをいたします。

継続審査につきましては、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、特に、今、藤ノ木古墳等の関係と、それから、民家、安田家にございます春日古墳の関係の発掘等についての関係等について、あるいはいろいろな関係等について、特に、今、日韓50周年ということで、この12月21日から韓国へ藤ノ木古墳の出土品が出品をされるということが決まりました、奈良国立博物館からこの間お願いに、出土品を持っていくということのご了解ということで、全て国宝ですけども、斑鳩町の、出たところでございますから、そういう点について了承に来られたということでございます。

あと、各課報告事項につきましては、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業について、あるいは地域集会所施設、あるいは斑鳩町における空家等対策の実施体制、あるいは学習支援事業の実施概要について、この7月1日から8月31日まで行われた町民プールの利用状況について、担当から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、奥村委員、坂口委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります(1)議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書の末尾、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。

今回の個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、国民一人ひとりに個人番号が付されることとなりました。

個人番号につきましては個人情報に該当し、斑鳩町個人情報保護条例の規定が適用されることとなりますが、番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報につきまして特別な保護措置が定められており、地方公共団体においては、番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることとされているところでございます。

このことから、特定個人情報の取り扱いにつきまして、番号法で規定

されている内容と同様の特別な保護措置を本条例で定めるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）特定個人情報の目的外利用の制限でございます。特定個人情報につきましては、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難な場合に限り、目的外での利用をできる旨を規定し、その利用を制限を行うものでございます。

次に、（２）といたしまして、開示の請求として、特定個人情報について、開示の請求を行うことのできる者を、本人、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、または本人の委任による代理人とするものでございます。

次に、（３）その他といたしまして、特定個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるものでございます。

施行日は、個人番号の通知に関し、本町が特定個人情報を保有することとなる平成２７年１０月５日から施行するものでございます。

以上、議案第３７号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この条例改正ですけれども、主な改正内容として３点あげていただいています、１点目ですね、まず、目的外利用のところについてですけれども、これのどんなケースが想定されるのかなというのが具体的にご説明いただけるようやったらお願いしたいと思うんですけれども。

総務課長 一番想定されるケースとして、今、政府のほうでおっしゃっているのが、大規模災害時、発生した場合において、こういった目的外利用ができるというふうな考えが示されております。

木澤委員 今のところそれ以外には具体的な例としては説明はないですか。

総務課長 その他については、具体的なところはございません。

木澤委員 これにつきましては、災害者の避難支援計画と要援護者リストですね、等、今、町のほうでも整理をしていただいているところで、今後、その活用についてどうしていくのかというところも絡んでくる関係だと思えますので、取り扱いについては注意をしていただきたいと思いますけれども、災害時にはやはり有効な活用を図っていただきたいと思いますというふうに思えますので、法との整合性なども考えながら、また今後研究をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それとですね、2点目の開示の請求のところなんですけども、私、もともこの番号法、この制度自体が導入するべきではないという考え方を持っていますけども、この2点目の開示の請求のところ、たしかですね、議案説明会の中で、もともとの個人情報保護条例では、代理人、委任状による申請は認めていないというふうになっていたところが、今回の法改正によって、この代理人も認めますということで条例改正がされるというふうに思いますが、これについてはどういうケースが想定されるのでしょうか。

総務課長 まず、この代理人の定めている、条例で定めさせていただいている理由でございますけれども、番号法の第31条でございますけれども、地方公共団体においては、保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、番号法の趣旨を踏まえ必要な措置を講じなければならない旨の規定がございます。そういったことから、この条例につきましても、番号法と同様のこういった代理人の指定をさせていただいているところでございます。

それと、あと今おっしゃっています、想定といたしまして、国のほうにおきましては、この番号法のほうは税と社会保障制度といった関係の分野でございます。そういった関係から、もともとの申請について、税理士さんとか、社会労務士さん、そういった方が申請にかかわられるということがございますので、開示請求についても、そういった方々に見

ていただくケースというのが国民のニーズが高いかなという考え方のもとにこういった代理人の規定が設けられたというところがございます。

木澤委員 私、心配しているのは、やっぱりそのところなんですね。なかなか本人が申請難しいというところから専門家が対応するということで想定がされていますけども、実質的にですね、個人情報管理する範囲っていうのが、給与所得だったり、雇用保険だったり、あとは健康保険だったり、労災、年金等、いろいろ広がっている中で、果たして個人事業主とか、企業なんかも、その企業内で独自にそうした管理が自前でできるのかと。できないところは外部業者に委託して、そこが委任状をとって管理を行っていくというような流れに発展していくんじゃないかなというのを非常に心配しています。

例えばそうすると、やっぱり団体、きちんと確認はして契約はされていくでしょうけども、いろいろな団体が委任状を持ってその申請に来るというようなことが私は非常に心配されまして、そうするとやっぱり情報の流出なんかも危険性がですね、高くなるというふうに思っているんですけども、そうした点についてはいかがでしょうか。

総務課長 そういったケース、取扱者がふえていくというのは事実だろうとは思いますが、ただ、そういった関係上、罰則規定等も設けられているところがございますので、そういったことで抑止力を出すという考えで制定されたものというふうに考えております。

木澤委員 確かにね、罰則もあるし、基本的には公務員の皆さんとか、あとそれを取り扱う仕事と、業とされる方ですね、についても、基本的にはモラルを持って情報はきちっと、守秘義務をもって管理をしていくということになるかとは思いますが、斑鳩町ではないと思うんですけども、先日、堺市でですね、職員が情報を持ち出してインターネット上に公開すると。お金にしようとしたというようなことも報道されていますけども、やっぱりそうした形で、いろいろな形でですね、情報が漏れていくというようなことから、そもそもこうした個人の情報を、一元的ではな

いにしろ管理をしていくというようなシステム自体、私は非常に問題があるというふうに思っています。

今回の条例改正については、こうした問題点などが、その法の中でですね、もう既に含まれているということで指摘をしておきたいと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員 それでは、議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

今回の条例改正は、マイナンバー法の施行に伴って行われるものですが、そもそもこのマイナンバー制度については、個人情報をもとに12桁の番号によって管理・活用し、行政の効率化等を図るのが目的とされていますが、これまで、住民基本台帳で管理していた氏名、生年月日、性別、住所などにとどまらず、税務や社会保障、災害対策など、対象範囲が広く拡大されています。基本的には、情報は一元化せず、ばらばらに切り離して管理するとされていますが、情報の流出やなりすまし等により、個人の情報が悪用されたり、また、預金や健康保険などの情報も登録することになるので、政府によって徴税強化や社会保障費の削減に利用されるのではないかと懸念があります。また、システムの構築やセキュリティの強化などに莫大な費用がかかるとされていますが、果たしてそれだけの費用対効果が得られるのかという点でも国からは明確な根拠は示されていません。

私はこれまでも申しあげてきましたが、この制度の導入そのものに反対です。

今回、条例改正の主な内容として、特定個人情報の目的外利用の制限、開示の請求、その他、となっていますが、特に2点目の開示の請求のところ、これまでとは違って、本人の委任による代理人でも特定個人情報の開示請求ができるとなっています。これについては、税や保険の申請等の手続きの際に、専門家がそれを代理できるようにしたりするなどといった機会がふえることを見越しての改正となっているかと思いますが、またですね、本来で言うと、例えばですね、寝たきりになっていらっしゃる方の手続きを委任を受けた代理人が行うといったケースも考えられなくもないですが、今回については、そのことに対する対応がメインではなく、システムが複雑化する中で、その対応に本人ではなく代理人を認めるというもので、その分、手続きも煩雑化しますし、情報流出につながる機会もふえると考えます。

町としては、法の趣旨に沿って改正を行うものだとの説明ですが、これまでは認められていなかった代理人による情報開示請求を可能とする改正については、そうした点から問題があるものだと考えます。

さきの年金情報の流出に続いて、先日の報道では、堺市選挙管理委員会事務局の内部情報や外郭団体の個人データとみられる一覧表がネット上に流出していることが発覚しました。その中に、有権者560人の情報も漏洩しているようですが、守秘義務がある公務員が、法律で罰則強化されていても、公務で得た知識や情報を金にしようとしたというのが事件の真相のようです。まさか斑鳩町ではそんなことはないと考えていますが、このように、いくらセキュリティを強化しても情報は必ず漏れます。ですから、大切な個人情報を多岐にわたって管理・活用しようとするシステムの構築自体に問題があると考えますし、こんな制度は中止すべきだと考えます。

とりわけ、制度のスタートに向けて行う条例改正の中で問題だと思う点について指摘をさせていただきました。ほかにも、法施行、制度実施に向けて条例改正等が行われていますが、法施行に伴って明らかに行われる事務的なものなどについてまでは反対はいたしません、個人情報

保護条例の一部改正については反対とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。

坂口委員

坂口委員 それでは、議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

このたびの本条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、国民一人ひとりに個人番号が付されることとなり、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、番号法において特別な保護措置が定められております。

また、番号法においては、地方公共団体においても、番号法の規定の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため必要な措置を講じなければならない旨の規定がされているところであります。

このことから、斑鳩町においても、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報の取り扱いについて、番号法で規定されている内容と同様の特別な保護措置を定める必要があることから、本条例を改正されるものであります。

以上のことから、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。委員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙手する者あり )

委員長

挙手多数であります。

よって、議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表は省略をさせていただきます。

議案書末尾、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。

本条例改正につきましては、議会の議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の適正な額及び実施期日について、斑鳩町特別職報酬等審議会へ諮問をさせていただき、当該審議会において、国において人口と産業構造からグループ分けが行われています奈良県内の類似団体との比較を行うことにより適正な報酬月額を求められ、答申をいただきました内容を受け、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議長の報酬月額、現行34万9千円を36万円に、改定率が3.15%、副議長の報酬月額、現行293,000円を30万2千円に、改定率が3.07%、議員の報酬月額、現行27万6千円を28万4千円に、改定率2.90%とするものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。この後にですね、町長、副町長と教育長の給与についての改正の議案が出てきていますけれども、常勤特別職に対しては給料という形になっていまして、非常勤特別職では報酬という形になっていまして、常勤特別職と非常勤特別職に対する支払いの、報酬とか、給与の考え方の違いですね、これについて確認をしておきたいと思います。

総務課長 常勤と非常勤の考え方の違いということでございますけれども、こちらにつきましては、まず、基本的な支払いの関係につきましては、地方自治法のほうで定められているところでございます。

議会議員の方につきましては、地方自治法の203条のほうで定められております。それと、一般職の職員と同様に、特別職の関係につきましては、地方自治法の204条で規定をされ、それぞれ支払いできる給与ですとか、そういった手当てとか、そういった項目が自治法上規定をされているというところでございます。

木澤委員 平たく言うと、常勤特別職の場合は生活給であるということと、非常勤特別職の場合はそうではなくて報酬だと。ちょっと説明としては不足しているかもしれませんが、そういうことだということによって理解しておいてよろしいでしょうか。

総務課長 はい、その性質上違うということは確かということでございます。

委員長 ほかにございませんか。 小村委員。

小村委員　この斑鳩町特別職報酬審議会っていうのが開かれたということなんですけど、これのメンバー構成、どのような方かっていうのをちょっと確認させてください。

総務課長　今回の報酬審議会につきましては、6名の方に委員になっていただいております。会長につきましては、前の代表監査委員でございました、現在公認会計士の辰巳様、副会長に公平委員会委員長の寺西様、あと、現在の代表監査委員の佐伯様、婦人会会長の清水様、あと、弁護士の中西様、行政相談員の吉川様、この6名の方に委員になっていただいております。

小村委員　民間の方も入っておられる審議会なのかなと思ったんですけど、この審議会っていうのは、必ず年1回開かれているものではないですよ。なぜこの時期に報酬審議会を開かれたのか、お聞かせください。

総務課長　おっしゃるとおり、こちらにつきましては、不定期でございます。必要の都度開催をさせていただくということでございます。

今回、改正させていただきました、まず、なぜかということでございますけれども、教育長の関係で、職責の関係で整理をさせていただく必要がございました。その関係と、あと、前回の審議会から相当年数たっているということもございましたので、特別職、町長、副町長もあわせて、議会議員の方々についても審議をいただいたということでございます。

小村委員　僕は基本的には報酬を上げていくという方向性に対しては賛成なんですけど、時期的に、教育長は、新教育長という新しい制度に変わるということで、今回、報酬審議会を開かれて、報酬をどうするのかというふうに議論されるのはわかるんですけど、議会議員、ほかのものに関してはですね、選挙が終わったすぐということで、もう少し時期が考えられなかったのかなという、その意見だけは付しておきたいなと僕は思いま

す。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしたら、私のほうから、1つ質問させていただきます。前回、平成18年に報酬審議会開かれまして、そのときには、財政健全化に向けて報酬審議会が開かれ、減額措置を答申されたというふうに思っておりますが、今回、増額されるについては、財政健全化、ある程度なされているという認識で審議会はこのような答申をされたのか、そこら辺ですね、お願いします。

総務課長 財政健全化ということでございますけれども、まず、当時の財政力指数と今回、ある程度比べてみますと、平成17年当時が財政力指数が0.554、それで、平成26年度で申しあげますと0.544、ほぼ同等の指数が出ております。

今、委員長おっしゃいましたとおり、平成18年の答申の内容についてでございますが、そのときの答申の内容につきましては、先ほど委員長おっしゃいましたとおり、平成16年の12月に合併に係る住民投票が行われて、その中で、単独町制を町がやっていくと。その中で、町長、副町長、教育長、それと議会の皆さまのほうで、それぞれ、住民財政検討会議の提言を受けた中で、それぞれが減額の措置をされていると。そういう中での前回の特別職の報酬審議会等の答申でございましたので、答申の内容についてはそういった減額措置を排除された中での答申ということになっておりまして、最終的にその答申の中でも、答申なされた金額については、それがふさわしいということではないですよということも審議会でも言われております。

そういったことから、今回、引き上げという形になりますけれども、他団体との比較する中では、やはりかなり低かったということでございますので、そういった経緯もあって、今回の改正議案ということでご理

解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、私自身としましては、この案件について了とすることに躊躇していることを表明しておきます。

次に、(3)議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第39号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。議案書末尾

をごらんいただけますでしょうか。

本条例の改正につきましても、さきの議案第38号と同様に、斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、(1)町長及び副町長の給料の額の改定といたしまして、町長の給料月額、現行80万円を81万8千円に、改定率が2.25%、副町長の給料、月額現行67万1千円を68万5千円に、改定率が2.09%とするものでございます。

次に、(2)地域手当の支給といたしまして、町長及び副町長に対して、一般職の職員の例により、新たに地域手当の支給を行うものでございます。地域手当の支給率につきましては、現行の一般職の例によると、平成28年4月1日から平成29年3月31日までは5%、平成29年4月1日以降につきましては6%となっております。

なお、この地域手当の支給率の適用にあつては、本年の国の人事院勧告において、一般職の地域手当の支給率について、平成29年4月1日以降の支給率を、平成28年4月1日から1年間前倒しをして適用するよう勧告をされているところでございます。

次に、(3)減額措置の廃止といたしまして、平成19年4月1日から当分の間、給与月額の支給の減額措置、町長8%、副町長5%を講じていましたが、平成28年3月31日をもって減額措置を終了するものでございます。

施行日は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第39号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、地域手当という形で5%と6%という形で支給をしようという提案なんですけども、このパーセンテージで出していただいていますけ

ども、町長、副町長とも、金額に直すといくらになるか教えていただけますか。

総務課長　　まず、6%で申しあげますと、町長のほうが年額で58万8,960円、副町長のほうが49万3,200円が6%でございます。

それとあと、5%でございますけども、町長のほうが49万800円、副町長のほうが41万1千円でございます。

木澤委員　　先ほどの議員のところのやつでも財政的な点について質疑がありましたけども、答申のほうですね、見せていただくと、斑鳩町内の景気の状態はどうなんだというところにも触れられておりますけども、今回、自ら減額してきた措置も終了するということでこうした条例改正されますけども、財政的な点で言うと、町長におかれてはどんな認識を持っておられるのかという点について確認をしておきたいと思います。

委員長　　小城町長。

町長　　報酬審議会等で決定をされたわけでございますから、私自身は、この平成19年の前はですね、87万円の報酬で15%減額をしてきたわけでございます。19年からは80万で8%減額ということで、19年じゃなしにもう既に10何年前からですね、87万のときは15%、そして今現在は8%ということでございますから、当分、長らく、ちょっとしてきたわけですけども、ほかの市町村を見ても、やっぱり減額そのものがいいのか悪いのか、そういうことが本当にいろいろなものに反映していくのかということも踏まえる中で、できるだけそういう点については、私は、福祉等、そういうものについては重点的に力を入れていきたいと思っていますし、今後もそういう点では変わらんことやっていきたいと思っています。

木澤委員　　一方でですね、財政がまだ厳しいんじゃないかという声もある中で、ただ、やっぱり私、特別職であれ、公務員の給料っていうのは、一定、

地域の賃金に与える影響というのも非常に大きいというふうに思うんです。今回、報酬審議会のほうで、こうした近隣の動向も見て、提出をされてきているということにつきましては、やはりそうした影響も考えてのことかなというのは、私自身、考え方持っているんですけども、そうした中ですね、今までつけていなかった地域手当について、これも新たに付けましょうということで提案をされてきていますけども、そもそもこの地域手当ですね、何で今まで斑鳩町はつけてこなかったのか、今回つけるに当たっては、その辺のところの整理をどういうふうに考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 まず、地域手当の取り扱いについてでございます。この関係につきましては、斑鳩町の一般職につきましては、昭和59年から、以前の名称でございます調整手当で支給を開始をしております。今回、この審議会におきまして比較をされました類似団体の状況で申し上げますと、王寺町、広陵町、田原本町につきましては制度の創設当時ぐらい、昭和42年に制度の創設をされているんですけども、そういった、かなり前から一般職と特別職について支給をされておったということがわかりました。それと、同時に導入をいたしております三郷町でございますけれども、一般職については59年4月からでございますけれども、特別職については昭和63年4月から支給を開始をされております。あと、もう1団体、上牧町につきましては、こちら最近でございますけれども、平成25年から一般職と特別職と同時に支給を開始をされているという状況がわかったところでございます。

それで、こういった関係につきまして、前回、前々回の審議会等の関係資料と、それと会議の内容等を確認させていただく中で、地域手当ということが全然、全くどこにも出てきていないということでございます。

そういったことから、あくまで想像でございますけれども、特別職について、そういった地域手当を支給するということが自体があまり念頭になかったというふうに考えております。

木澤委員 今、念頭になかったというふうにおっしゃいましたけども、この地域手当ですね、この地域手当の内容っていうんですかね、どういったものなのかっていうのもお尋ねしておきたいと思います。

総務課長 現在の地域手当の、まず性格的なもので申しあげますと、一般職の公務員の給与表の作成に当たりましては、全国地域の一番低い賃金体系のところでは給与表が作成をされております。その中で、それぞれの地域に応じた、賃金の高いところがございまして、その安い、高いの調整する措置としてこの地域手当が設けられているところがございますので、例えば、今一番低い賃金で給与表がつけられていると。そこに比べて5%賃金の高い地域については、こういった調整手当が5%つくという性質のものでございます。

木澤委員 もう1点ですね、後の教育長のところでも、手当の関係については、逆に、今までつけていた手当、住宅手当等廃止するというのが出てきていますけども、手当に対する考え方ですね。一定、特別職の給料ですね、については、自治体によってはこういうものも含めて、もう給料月額の中に含めるんだということで、例えば住民から見たときに、手当という形で給料以外にも支給されているっていうことで言うと、わかりにくいっていう声なんかもあるみたいなんですけども、斑鳩町としては、この手当についてはどう考えて整理をしようと思っているんですかね。

総務課長 今、地域手当について、その給与月額に含めるというお話ですけども、そういった、先ほどご説明させていただきました地域手当の性格上申しあげますと、やはり給与月額と地域手当については個々に支給すべきものであるというふうに考えております。

木澤委員 この地域手当っていうのは、例えば年金とか、退職金なんかにはどう影響するんでしょうか。

総務課長 あくまでも算定の基礎となりますのは給与月額でございますので、そちらについては反映されないということでございます。

木澤委員 いろいろ聞かせていただきましたけども、やっぱり各地域との賃金差ですね、格差をなくしていくと、それがひいては斑鳩町の地域の賃金の引き上げ等にもつながっていくというふうに私は思いますので、今回のこの改正については賛成をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
よって、議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、私としましては、この案件についても了とすることに躊躇しておりますことを表明しておきます。

次に、(4)議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。議案書の末尾、要旨をごらんいただけますでしょうか。

本条例の改正につきましても、さきの議案第38号、第39号と同様に、斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受けまして改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、(1)教育長の給料の額の改定といたしまして、教育長の給料月額、現行57万円を59万8千円に、改定率4.91%とするものでございます。

次に、(2)期末手当の支給率の改定及び地域手当の支給等として、教育長が一般職から特別職となることに伴い、町長及び副町長の給与の支給に係る規定に準じ、扶養手当、住居手当及び勤勉手当の支給を廃止いたしますとともに、期末手当の支給率等の改定を行うものでございます。また、一般職の職員の例により、新たに地域手当の支給を行うものでございます。

地域手当の支給率につきましては、さきの議案でご説明をさせていただきました町長及び副町長と同様の取り扱いを行うものでございます。

次に、(3)減額措置の廃止といたしまして、平成24年4月1日から当分の間、給与月額の支給の減額措置、3%を講じておりましたが、平成28年3月31日をもって減額措置を終了するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行することとし、地域手当の支給に関する規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないことを定めるものでございます。

以上、議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと根本的な、基本的なことをお聞きしたいんですけども、教育長が今回、特別職という位置づけになるんですけども、私は以前、教育長は一般職だっていうのはちょっと知らなくて、特別職だというふうに思っていたんですけども、そもそも、特別職だとか、一般職だとかっていうのは、法律の中でそういう定めがあるんでしょうか。

総務課長 そちらについては、地方自治法上、規定がございます。

木澤委員 今回、法律が変わって教育長が特別職に位置づけられるということですね。そうしたら、先ほどと同じように、地域手当の支給、金額ですね、教えていただけますか。

総務課長 地域手当の支給の関係でございますけれども、まず、5%でございますけれども、35万8,800円、6%が43万560円でございます。

木澤委員 今回、教育長につきましては、先ほどちょっと言いましたけども、一般職から特別職になることに伴って扶養手当とか、住宅手当等の手当は廃止をされるということですが、まず、この考え方について、お聞きしたいと思います。

総務課長 特別職の給与手当の支給の関係等でございますけれども、一般的には、国における特別職の職員の給与に関する法律というのがございます。そういった国の法律に倣って、一般的には地方公共団体ではそれにあわせて支給を行っておりますので、その中では、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給するというふうに規定をされておりますので、それに準じて今回、改正させていただいております。

木澤委員　　そうしますと、ほかのところでも、特別職に対して住宅手当、扶養手当等は支給はされていないと。それは、法律ではそういう定めはないということに理解していいんですか。

総務課長　　法律上の定めで申しあげますと、先ほど申しあげましたように、一般職と同様の手当が払えるということは地方自治法上は規定をされておりますけれども、特別職については、今、申しあげました国の関係の法律でございます、に基づいて、あくまでもそれは、おっしゃる住宅手当とか、支払いができないわけではございませんけれども、あくまでも町としては、国が定めている特別職の法律にあわせた形での整理をさせていただいているということでございます。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前9時48分 休憩 ）

（ 午前9時51分 再開 ）

委員長　　再開いたします。  
木澤委員。

木澤委員　　そうしたら、斑鳩町としては、根拠はその国家公務員の特別職の基準に基づいて、今後についてもそういう運用をしていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

総務課長　　その法律にあくまでも準じた形で決めていきたいというふうに考えております。

木澤委員　　もう1点ですね、これまで、教育長、一般職の間は手当がありましたけれども、それが廃止されて、一応今回、57万円から59万8千円に、条例上の給与月額については引き上げられていますけれども、もともと手

当がついていたときにもらっていた金額から下がっているっていうようなことはないかっていうのは心配するんですけども、これについてはいかがでしょうか。

総務課長 現行の給与総額との比較でございますけれども、まず、今、本則、減額前の金額で申しあげますと、改定後が48万4,530円上回ると。減額措置後の55万2,900円と比較いたしますと、77万356円ふえるという形になっております。

木澤委員 基本的に、教育長が一般職から特別職になって、それでこれ、今まで以上に責任も非常に重くなるということが、もともとこの特別職の報酬の改定のきっかけでもありますのでね、それで低くなっているようやったら、ちょっと改定としておかしいかなと思いましたので、そのことだけ確認させてもらいました。結構です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、この案件につきましても、私は了とすることに躊躇しておることを表明します。

次に、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政  
課長

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金で、平成27年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により、9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、平成27年度の普通交付税交付額の決定により、1億8,036万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、市町村における個人番号カードの交付事務に必要な経費に対して補助金が交付されることから、個人番号カード交付事務費補助金88万6千円の増額補正をお願いするものであります。

第5目 商工費国庫補助金の第1節 商工費補助金では、地域経済循環創造事業交付金1,050万円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第15款 県支出金、第2項 県補助金では、第7目 教育費県補助金で、学校給食に県産農林水産物や加工品を活用する市町村等に対し、

当該食材の購入費について、学校給食地産地消促進事業補助金が交付されることから、第1節 小学校費補助金で51万2千円、第2節 中学校費補助金で27万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第2節 福祉費寄附金で9万円、第3節 都市計画費寄附金で7万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第18款 繰入金、第2項 特別会計繰入金では、第1目 大字龍田財産区特別会計繰入金で、平成26年度をもって大字龍田財産区特別会計を廃止したため、当該特別会計の決算剰余金を一般会計に繰り入れることから、244万2千円の増額補正をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。

第19款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、平成26年度会計の決算剰余金の確定により、1億4,434万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員6名が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金188万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、第4目 臨時財政対策債で、本年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定により2,700万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入にかかわる予算補正の内容となっております。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、自治会集会所の底地の整理に当たり、土地購入手続きの地元合意が図られたことから、地域集会所施設整備費等補助金198万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 徴税费では、第2目 賦課徴収費で、配当割・株式等譲渡所得割控除不足分の還付見込額が当初見込みを上回ったこと及び法人町民

税、固定資産税に係る還付が当初見込みを上回るため、339万円の増額補正をお願いするものであります。

第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、個人番号制度の導入に伴い、個人番号通知に関する問い合わせや個人番号カードの交付に対応するため、国庫補助金を活用し、臨時職員の雇用や機材の借り上げを行うため、86万6千円の増額補正をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、歳入で申しあげた福祉費寄附金のうち、福祉基金への積み立てを希望された3万円の増額補正をお願いするものであります。

第4目 老人憩の家運営費では、東老人憩の家のエアコンが故障し、更新工事を要したことから、80万円の増額補正をお願いするものであります。

第5目 医療対策費で、平成26年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、25万6千円の増額補正をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、平成26年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、316万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、平成26年度の臨時福祉給付金事業国庫補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、460万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、平成26年度の保育緊急確保事業国庫補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、7万7千円の増額補正と、次世代育成の充実にいただいたご寄附4万5千円の財源振替をお願いするものであります。

第2目 保育園費では、たつた保育園2歳児クラスのエアコンが故障し、更新工事を要したことから、90万円の増額補正をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第6目 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金事業国庫補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、146万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第4目 健康増進事業費で、健康づくりの推進にいただいたご寄附1万5千円の財源振替をお願いしております。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第5目 歴史街道ネットワーク事業費で、歳入で申しあげた国の地域経済循環創造事業交付金を活用し、地域経済の活性化のために、法隆寺駅北口では空きテナントを活用した3区画と、法隆寺近くの空家を活用して7区画の合計10区画で新規起業家の発掘、そして応援事業として、店舗を開設するための初期投資費用について支援することとして、補助金で1,050万円の増額補正をお願いするものであります。

13ページにお移りいただけますでしょうか。

第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第7目 景観保全対策事業費で、自然環境の保全と活用及び風景・景観の形成にいただいたご寄附7万3千円の財源振替をお願いしております。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、歳入で申しあげた消防団員の退団に伴う退職報償金188万円の増額をお願いするものであります。

第9款 教育費では、歳入で申しあげた学校給食地産地消促進事業補助金を活用し、児童生徒への食育と学校給食での地産地消を進め、児童生徒が地元農業への理解を深めるため、学校給食地産地消促進事業補助金を交付してまいりたいことから、第2項 小学校費、第3目 保健体育費で51万2千円、14ページをお開きいただきまして、第3項 中学校費、第3目 保健体育費で27万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源3億3,768万円を留保させていただくものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 地方債補正についてであります。

歳入のところで申しあげましたとおり、地方債の変更として、臨時財政対策債で、限度額を4億2,820万円に変更する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

企画財政課長 以上で、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 10ページのところの一般管理費の地域集会所の施設整備費補助ですね、これはどこの自治会で、場所はどこになるんですか。

委員長 谷口総務課参事。

総務課参事 この補助金につきましては、追手町自治会に対するものでございまして、追手町自治会で所有されている追手集会所が国道沿いにございます。この底地部分でございまして、敷地でございまして、自治会所有地と法定外公共物、里道、あと民地というふうになってございまして、その里道部分につきましては町のほうから、また、民地部分についてはその所有者から、自治会が購入されることとなりまして、その土地の購入に対しまして補助金を交付するものでございまして。

木澤委員 補助金出していただくのは別に全然問題ないと思っているんですけども、たしかあれ、場所的には、竜田交番の向かいのところかなというふ

うに思うんです。

私、この間ですね、建設水道常任委員会のほうで、あそこのベンチがなくなったという話についていろいろ取り上げてきたんですけども、今あそこ、もともとあったベンチがいつの間にかなくなっていたということで、バスを利用される方から、ほしいと、やっぱり待っている間座りたいと。ご高齢の方もふえていることから、やっぱりそうしたものが必要なというふうに思うんですけども、なかなか国道の歩道のほうも狭いので、そうしたスペースも確保しづらいということで、もしその自治会のほうでご協力いただけるようであればですね、町のほうからも、そういう声があるんですということで、一度相談をさせていただいて、その自治会のほうでですね、ちょこっとしたスペースを確保していただけないのかなど。もちろん集会所はその分狭くなってしまいますので、それは無理ですと言われたら、もうそれはしょうがないですけども、一度そういう声があるということで、地元の自治会の方もおられると思いますので、ご協力をいただけないかっていうことで、ちょっと声をかけていただきたいと思いますと思うんですけども。

委員長

池田副町長。

副町長

いわゆる旧の西部青年会館というところで、今現状、今、谷口参事説明申しあげましたように、今現状、あの敷地の中に、現状は全然変わらないわけなんですわ。あの敷地の中に、もう個人地と法定外公共物がございましたよと。それを今度、今もう全て自分ら、建物建っていますので、自分たちの土地にしようということで、土地所有者と話しされて、それでこちらの建設課、法定外公共物、話したわけですが。現状は変わらないと。

それで今、あそこの現状、知っておられるように、国道ありまして、1段低くなっておりますわね。あそこ、国道あって、1段低くなって、バス停があって、もうちょっと行ったらすぐもう入口になっておりますので、非常に申しわけないです、そういうスペースはございませんということでご理解をいただきたいと、まず。ですから、そういう申し入れ

はちょっと無理だということをお願いしたいと思います。

木澤委員 場所的にちょっと無理だということであればしょうがないですけども、今後、やっぱりこうした形で国道沿い、沿道についても、町が例えば土地を所有するとか、自治会さんとか、個人さんのほうでもいろいろ改築をされる際にどうなるのかという問題も出てくるとは思いますけども、この間申しあげていましたように、やっぱり高齢化が進む中で、バス停を利用される方については、待っていただくのにずっと立って待っているというのは大変ですから、バス停、ベンチもあって、できれば屋根もあるような形での整備を、奈良交通とも相談しながらですね、町としても整備をしていくという考え方で進めていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、10時半まで休憩いたします。

( 午前10時11分 休憩 )

( 午前10時30分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の当総務常任委員会でもご報告させていただきました、夏休み期間中に実施しておりますこども考古学教室の3教室の最後となりますこども1日学芸員体験につきましては、8月21日に6名の子どもたちに参加いただき、開催をいたしました。子どもたちは、出土遺物の洗浄作業や、日ごろ手にする機会のない軒瓦の展示作業などの体験を通じて、斑鳩の歴史を体感し、とても感動した様子でありました。なお、子どもたちが体験した展示作業の展示物は、9月29日まで文化財センターで展示しておりますので、お時間の都合がつかますならば、ぜひ見てあげていただければと思います。

次に、中学生以上の大人を対象に開催いたします斑鳩考古学講座につきましては、9月20日に開催予定の出土遺物整理作業体験の募集を現在行っているところでございます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会については、各委員との日程調整を行い、11月11日に開催を予定しております。会議では、来年度の事業計画や、今年度の事業進捗状況等について説明、報告を行いますとともに、秋季特別展の視察を行っていただく予定をしております。

次に、10月29日から11月29日を開催期間として準備を進めております、秋季特別展「藤ノ木古墳と大和の横穴式石室—出土品との比較から見えるもの—」につきましては、国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展示を行いますとともに、藤ノ木古墳が造営された6世紀後半の前後に造営された県内に所在する横穴式石室を有する古墳の出土品を合わせて

展示し、藤ノ木古墳から出土した馬具や土器などの出土品を比較することにより、藤ノ木古墳の特殊な点や共通する点等について明らかにしていくことを目的としております。

現在、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館や奈良文化財研究所、そして関係する市や町の教育委員会等での資料調査を終え、文化庁、奈良県教育委員会、そして先ほどの関係機関に展示のご協力を依頼するとともに、これらの展示に伴う諸手続きを進めているところでございます。

また、この展示会に合わせまして、藤ノ木古墳の秋の石室特別公開につきましては、10月31日土曜日と11月1日日曜日の2日間で開催いたしますとともに、11月3日には、斑鳩の里文化芸術祭の式典に引き続きまして、基調報告とパネルディスカッションを中心とした、史跡藤ノ木古墳記念シンポジウム「斑鳩藤ノ木古墳の30年間の調査・研究成果をふりかえる」を開催するべく、準備を進めているところでございます。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

史跡中宮寺跡整備工事につきましては、基壇部分を初めとする工事材料の調達等、準備工を進めておりまして、10月には現場での工事に入る予定でございます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 ここで聞かせていただくのがいいのかちょっとわからないんですけども、冒頭、町長が、日韓50周年で、国宝を向こうのほうで、持っていて展示されるということをおっしゃったんですけども、この中に斑鳩町のものが含まれるということによろしいんでしょうかね。違うの。

生涯学習 藤ノ木古墳の出土品が含まれるという条件であります。ただ、こちら課長 につきましては、まだ正式な発表もございませんので、その点はお許しを

いただきたいと思います。

委員長 清水教育長。

教育長 ちょっと補足させていただきますと、藤ノ木の出土遺物につきまして、全部国宝級になっております。町が所有しているということではございません。今回の特別里帰り展の期間とですね、向こうの期間、若干期間もあいている中で、うちで展示したものをまた持っていかがります。それについては、まだ、今後、細部の詰めは要しますけども、全て国のものでありますけども、斑鳩町が出土したということで、前もって町長のほうにそういうお断りがあったということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 そうしたら、秋季の特別展等には影響はないということで理解しておいてよろしいですね。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の実施について、理事者の報告を求めます。

谷口総務課参事。

総務課参事 それでは、各課報告事項1、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業について、ご説明をさせていただきます。資料1、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業についてをごらんください。

この事業は、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、昨年2

月に策定した協働のまちづくり指針にも掲げております、協働のまちづくり支援制度のひとつといたしまして、住民活動団体の時代のニーズにあった新しい活動をつくり出そうする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的に、住民活動団体に対し、行政との協働事業の提案を募集することとし、採択した事業に対して、平成28年度から補助金を交付するものでございます。

同様の事業は、奈良県内では、奈良県のほか、香芝市や桜井市、吉野町等でも実施されており、住民活動団体からの提案による協働事業に対して補助金が交付されているという状況でございます。

それでは、事業の概要について、ご説明をさせていただきます。

まず、応募資格といたしましては、7つの要件を掲げ、全てに該当する住民活動団体としております。まず、その1つ目として、斑鳩町内で住民活動を行っている、または行う見込みがあること。2つ目として、事業完了後も継続して住民活動を行う見込みがあること。次に、3つ目といたしまして、規約、会則等を有し、また、会員名簿を備えていること。4つ目といたしまして、適正な会計処理が行われていること。5つ目といたしまして、5名以上の会員で組織し、また、会員の過半数が斑鳩町内に在住、在勤または在学していること。そして、6つ目といたしましては、宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。そして7つ目といたしまして、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していないこととしております。

次に、対象事業としては、4つの要件を掲げております。1つ目といたしまして、住民活動団体が地域の課題解決や活性化のために斑鳩町と協働で行う事業であること。2つ目といたしまして、住民活動団体が新しい視点から行う事業であること。3つ目といたしまして、専ら営利を目的としない事業であること。そして、4つ目といたしましては、国や地方公共団体等からの助成を受けておらず、または受ける予定のない事業であるということとしております。

次に、事業年度でございますが、単年度としております。平成28年度に実施される事業につきまして、今年度に募集を行いまして、採択した事業に対して、単年度事業として28年度に実施していただくという

ことになります。

次に、選考についてでございますが、応募された書類について、書類審査及び必要に応じてプレゼンテーションを実施し、選考委員会において選考を行います。

次に、補助金の額ですが、1事業当たり30万円を上限とし、補助対象経費は、採択事業実施に係る経費のうち、直接事業に必要なものに限るとし、人件費は除くものとしたします。

最後に、その他として、事業完了後、事業実施団体により、公開の報告会を開催することといたしております。

なお、当事業につきましては、今後、11月広報やホームページなどにより周知を行い、12月ごろから募集を開始してまいりたいと考えております。

以上が、協働のまちづくり活動提案事業の概要であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 決算審査特別委員会の中でも、この点については少しお尋ねをして、こうした形で方向性について示していただいたのかなということで、大分活動内容についても整理がされてきているなというふうに思うんですけども、ちょっと応募資格のところですね、事業完了後も継続して住民活動を行う見込みがあることと、基本的に、何て言うんですかね、言い方悪いかもしれませんが、補助金目当てって言い方したら悪いんですけども、それで単年度で終わってしまわないように、継続してやってほしいって思いはわかるんですけども、例えばですね、以前に総務委員会で視察に行った際も、他の市でですね、マラソン大会やったかな、イベント型のやつで住民参加で広くやっていこうというて立ち上げて、継続してやっていこうと思ったけども続かなかったよってというような例を報告受けたことがあるんですけども、この辺の判断ですね、っていうのはどういうふうにされていくんでしょうかね。

総務課参事      こちらのほう、事業が提案された段階で選考委員会を実施させていただきまして、その中で十分、提案団体に対しまして、こちらのほうでも選考というところにも書かせていただいておりますけれども、書類選考、また、必要に応じたプレゼンテーションなどを実施することによって、十分その中身を聞かせていただいで選考していきたいと。そういった、今、危惧されたようなことにつきましても、十分聞き取りをしていきたいというふうに考えております。

木澤委員      そうしたら、特定イベント型はだめですよと、そういうわけではないってことですね。

総務課参事      はい、そういうことでございます。

委員長      ほかにございませんか。      平川委員。

平川委員      すみません、選考委員会というのがどういう、役場の庁内での選考委員会なのか、一般の方も入られるのかってということと、一般の方がもし入られるのであれば、応募される方とか関係もあると思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

総務課参事      選考委員会についてですが、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会というものが、今、附属機関としてございます。そちらの推進委員会のほうから委員3名程度出ていただくのに加えまして、町のほうからは、副町長と担当部長、総務部長ということで、今のところ考えております。公募という形では考えておりません。

平川委員      ということは、その推進委員会から3名程度入られるということは、その中の方もさまざまな住民活動されているかたもいらっしゃると思うんですけども、その方は応募できないということなんですか、それとも、それも応募の範囲に入るといことなんですか。

総務課参事 今ご指摘のとおり、推進委員会の中には住民活動団体の方もいらっしゃいます。応募をされる条件の中に、その方が含まれている団体を除くということではございませんので、その方が含まれている団体の提案が応募されたときにおきまして、選考委員会の委員としてその方は外れていただくということになるかと思えます。

平川委員 補助金を支給するってということなので、公正に運営されるようにということをお願いするってということと、あと、1事業当たり30万を上限とするということですけど、大体何事業ぐらいを想定されているんでしょうか。

総務課参事 こちらのほうも予算計上していくことになるんですが、1事業当たり30万を2団体程度、60万程度の予算計上を想定しております。ただ、上限が30万ということでありますので、少ない金額の事業に対しては複数の団体が適用できるというふうに考えております。

平川委員 対象事業として、斑鳩町と協働で行う事業であることっていうことになっているんですけども、地域の課題解決ということなんですけれども、どういう事業に応募してもらってという、何かそういう想定は特になく、もう住民の方々がこういうことやりたいということについて補助金をつけていくってということなんでしょうか。

総務課参事 具体的なテーマということかと思うんですけども、確かにこれを募集いたしまして、住民の方がちょっとわかりにくいという点も危惧されるということの中で、具体的なテーマを例示をしていきたいというふうに考えております。総合計画、4つのテーマございますので、そちらのほうに沿った形で例示ができればというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2)斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)について、理事者の報告を求めます。

谷口総務課参事。

総務課参事

それでは、各課報告事項の2番目、斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)について、ご説明をさせていただきます。

この要綱の改正につきましては、決算監査やこれまでの総務常任委員会、一般質問等におきまして、地域集会所の補助金について、その建築に係る単価の基準を設けるべきであるとのご意見を受けて、改正させていただくものでございます。

その主な改正内容につきまして、資料2の最終ページの要旨によりご説明をさせていただきます。最終ページの要旨をごらんください。

地域集会所施設整備費等補助金のさらなる適正化を図ることを目的として、補助の対象の要件に、地域集会所の新築の場合における建築単価の上限に関する規定を新たに設けるものでございます。

主な改正内容であります。 (1) 補助の対象につきまして、新築の場合の建築単価にあつては20万円以下の部分に限ることとしております。すなわち、例えば建築費及び設備費の合計額を延べ面積で割った建築単価が仮に22万円となった場合、20万円を超える2万円に延べ面積を乗じた額については補助の対象外となるということでございます。

次に、2. 施行期日等についてでございますが、公布の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用することとしております。

なお、今回の制度改正の内容につきましては、自治会へ文書により周知してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 確かにこの上限を、基準を設けるということで、この間、議会の中からも意見があったっていうのは、私も記憶していますけども、今までです、町が補助金出してきた集会所で、単価的にはどういった、上がどれぐらいの金額のものがあって、一番低いものでいくらぐらいであったのか、参考までに聞かせていただけますか。

総務課参事 10の自治会のほうの新築工事が今までございました。そちらのほうの中で一番単価が高かったものとしたしましては、平米当たりの単価が26万3千円、また、一番少なかったものでは13万9千円となっております。

木澤委員 私もこの建築関係というのは疎いんですけども、例えばどういったものだと高くなるのかっていうのも教えてもらえますか。

総務課参事 集会所という性格上、一般の戸建住宅とは違いまして、非常に大人数の方々が入られる施設であるということ、また、避難所としての性格もいるということで、一般の住宅よりも高くなるということは否めない部分であるかなとは思いますが、それに加えまして、昨今では、ハウスメーカーに発注されるということが、やはりハウスメーカー、非常に多様なノウハウ有しているということもございますので、そういったところに発注されると高くなるという傾向は否めないのかなというふうに感じております。

木澤委員 そうすると、発注する先の違いっていうことで理解したらいいんですかね。ちょっと思ったのは、普通に建物建てるだけじゃなしに、内装がすごい何か凝ったものになってその単価が高くなってしまおうとか、そういうケースなのかなとちょっと思ったんですけども。

総務課参事 ちょっと言葉足らずで申しわけございません。あと、例えば用途の違い、例えば風致地区であるとか、地盤がどのように、地盤改良にどれぐらいかかるかとか、そういった、敷地の状況でありますとか、そういったことについても変わってくる場所があるというふうに思っております

木澤委員 今、参事おっしゃっていただいた、風致で、例えば外観についてもきちっと条例に規定内で作っていただいても、この単価でいけるっていうことですね。

総務課参事 この建築単価の基準となるものが、本体工事費というもので見えますので、建築費と、プラス設備費ですね、そういったものを建築単価の算入の対象になっておりますので、そういったものも提供できると考えております

木澤委員 こんなこと言うたら怒られるかもしれませんが、この基準、金額は妥当かどうかというのがちょっと私わかりませんので、ただ、一定基準を設けて運営していく中で、もし不都合が生じたらまた変更する可能性についてもないことはないなということで、今説明を受けた中では、この金額っていうので建設していけるということで理解をしておきたいと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(3)斑鳩町における空家等対策の実施体制について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長

それでは、報告事項3番目の、斑鳩町における空家等対策の実施体制について、ご報告申し上げます。資料3をごらんいただきたいと思ます。

初めに、空家等を取りまく背景についてでございます。近年、地域における人口減少や核家族化が進展する中、高齢者向け住宅に移り住まれるケースのほか、居住者が亡くなられた後、その住宅を相続人が放置することなどの理由によりまして、居住その他の使用がなされていないことが常態となっている空家等が増加しており、今後、さらなる増加が見込まれているところでございます。

中でも、適切な管理が行われていない空家等につきましては、建物の倒壊の危険性や火災の誘発など防災上の問題、ごみの不法投棄や庭木の繁茂などの環境上の問題、また、町並みに対する悪影響など景観上の問題など、多くの分野にわたり問題が生じる要因となりますが、空家等の所有者または管理者の特定が困難な場合もございまして、解決すべき課題が多くありますことから、全国的な問題となっているところでございます。

このため、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に公布され、ことしの5月26日に全面施行されたところでございます。

この法律の施行を受けまして、各市町村におきましては、関係部門間の連携のもと、法律の実施体制の整備が求められておりますことから、このたび、本町における空家等対策に係る実施体制を、資料の下のほうに記載しております図のとおり定めたところでございます。

本町におけます実施体制につきましては、さまざまな空家等に関する相談を、1つの窓口で、いわゆるワンストップで応じることが可能となるよう、総合相談窓口を設置することといたしております。その総合相談窓口につきましては、総務課におくことといたしたところでございます。

次に、総合相談窓口におきまして受けた相談につきましては、その相

談内容に応じ、空家等の問題の要因に応じまして、部門別に対応を図ることといたしております。

具体的には、図にございますように、建築物の保安及び景観に関する内容につきましては都市整備課におきまして、また、衛生及び生活環境に関する内容につきましては環境対策課におきまして、また、法によります一定の要件を満たす特定空家等といたしまして勧告の対象となりました空家等につきましては、固定資産税等の住宅用地の特例措置が解除されますことから、この税制上の措置につきましては税務課で対応を行っていくことといたしております。

また、空家等に関しましては、建築物の保安や生活環境などさまざまな問題が複合しているケースも想定されますことから、各課で実施いたしました指導状況につきましては、その記録を情報を共有いたしまして、連携を図りながら、空家等の管理の適正化に向けまして適切な対応を行っていくことといたしているところでございます。

なお、空家等及びその跡地の活用の促進に関する施策につきましては、引き続き、役場庁内で組織をしております空家等対策に係ります政策企画調整幹事会議におきまして、今後も議論を行いながら検討を進めていくことといたしております。一定の取りまとめがございました段階で改めてご報告させていただきたいというふうに考えております。

なお、これにつきましては、さきで開催されました建設水道及び厚生各常任委員会におきましても同様にご報告をさせていただいたところでございます。

以上、斑鳩町におけます空家等対策の実施体制についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、（４）斑鳩町学習支援事業の実施概要（案）について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、各課報告事項（４）斑鳩町学習支援事業の実施概要（案）について、ご説明をさせていただきます。資料４をごらんください。

さきの一般質問におきましてもご質問をいただいておりますが、全国的には、所得の格差により家庭の教育環境に大きな差が生じ、学力面での格差の拡がり指摘をされているところでございます。教育委員会といたしましては、家計に余裕がなく家庭学習を十分に受けることができない児童生徒に特別な配慮が必要であるとの認識のもと、学力の向上等を図る取り組みの１つといたしまして、学習支援事業の実施を検討いたしております。

その学習支援事業の実施概要（案）でございますが、お手元の資料の、まず、１．事業名でございますが、斑鳩町学習支援事業（スクールサポート事業）としております。

次に、２．目的でございますが、教員OB等の地域の人材との協働により、その経験を児童生徒の学習支援に生かしてもらい、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的としております。

次に、３．事業開始は、平成２８年度としております。

次に、４．実施回数でございますが、小学校が平日の週２回、午後４時から午後６時まで、また、中学校は、放課後に部活動もありますことから、平日の週１回としております。ただし、いずれも夏休みなどの長期休業期間等は除いております。

次に、５．実施場所でございますが、児童生徒が在籍する学校の教室等を使用することとしております。視聴覚室などの特別教室を考えております。

次に、６．対象者は、町立学校に在籍する児童生徒で、通年で参加を希望する者とし、小学校は第４学年から第６学年までの児童、中学校では第１学年から第３学年までの生徒としております。なお、小学校につきましては、保護者の迎えを原則といたしております。

次に、7. 指導内容は、宿題や補助教材による自学自習方式をとり、指導員が指導・助言を行うこととしております。また、教科は、小学校は国語・算数、中学校では数学・英語としております。なお、必要に応じて変更、追加するなど柔軟な対応ができるように考えております。

次に、8. 指導員でございますが、教員退職者、大学生・大学院生などを募り、教育委員会が選任することとしております。この募集につきましては、広報やホームページ等で広く募集するとともに、町立学校を退職した教員、あるいは連携協力を締結している大学などで教員を志望する学生などに参加を呼びかけることも考えております。

最後に、9. 自己負担でございますが、利用料として月額1,000円を徴収することとしております。この金額については、同様の事業を実施している自治体の利用料を参考としながら、低額、低い金額でご利用いただくということから設定したものでございます。ただし、生活保護世帯に属する児童生徒は自己負担を徴収しないとしております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、条例及び規則の制定、指導員の募集・選任、また指導員の事前研修、指導内容の調整等が必要となっておりまして、一定の期間が必要なことから、学習支援は、平成28年度の2学期の開始をめどに進めてまいりたいと、このように考えております。

以上で、斑鳩町学習支援事業の実施概要（案）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 取り組みとしては非常にいいものだなというふうに思いますので、具体化して充実をしていっていただきたいという考えです。

その中でですね、これ、指導員の方に対しては報酬を支払うのか、町としては予算的にはこういった形の、どれぐらいのもので想定しているのかという点についてもお尋ねしておきたいと思っております。

教委総務課長 指導員につきましては、責任を持って業務に当たっていただくということから、賃金をですね、支払うことを考えております。短大卒程度の臨時講師の賃金が、現在、1時間1,050円ですので、そのあたりを基準として設定していきたいというふうに考えております。予算額としましては、賃金の支出等で約300万円を見込んでおります。

木澤委員 まだ、これ、どれぐらい応募があるかっていう見込みとかっていうのは、難しいですかね。

教委総務課長 正直、難しいところでございますけれども、近隣の王寺町、実施されている状況を申し上げますと、小学校で、約、児童生徒が600人のうち、約80名、割合で言うたら13%ぐらい利用されていると。中学校では、約、生徒が500名いる中で、利用者は20名程度、パーセントで言いますと4%から5%程度の利用があるということでございます。

本町におきましても、見込みとしましては、こういった近隣の状況も勘案しながらですね、小学校で約90名、中学校では約30名程度利用があるだろうというふうに見込んでおります。

木澤委員 あとですね、基本的にこの内容については賛成なんですけれども、以前、学童のほうでですね、学童でも宿題を子どもたちはやっていて、その指導については、指導員さん、されるんですかって聞くと、指導はしないんですと。学校の先生と教え方が違うと子どもたちが混乱するからってということで、宿題をする時間は確保するけれども、指導員さんは指導しませんっていう言い方をしてはったんですけれども、その点については、どうなんでしょうかね。

教委総務課長 今回検討しておりますのは、自学自習方式ということで考えております。宿題、補助教材などですね、学習でわからないところを指導員に尋ねるという形なんですけれども、学校との関係なんですけれども、教員がですね、やはり、あらかじめ、指導上配慮すべき事項をですね、やはり事前に伝えておく。そのことによって適切な学習支援ができるだろう

というふうに考えておりますし、一方で、指導員がですね、学習支援の中で気づいたことを、それを教員にフィードバックするということで、双方、教員と指導員が連携した取り組みを考えております。

委員長           ほかにございませんか。   奥村委員。

奥村委員       すみません、この、親御さんへの周知の方法ですけれども、これは学校のほうからしていただけるっていうことでよろしいですか。

教委総務課長   幅広く広報周知は行ってまいりたいというふうに考えております。ですので、広報、ホームページに加えまして、学校からもですね、各家庭に周知をしていきたいなというふうに考えております。

奥村委員       この指導員さんのほうですけれども、これもやはりホームページとか広報でされるということでしょうか。

教委総務課長   広報、ホームページ等、さまざまな媒体使ってまいりたいと考えております。

委員長           ほかにございませんか。   小村委員。

小村委員       想定が、小学生90人、中学生が30人ということなんですけど、それに対しての先生の割合は、どれぐらいの先生の割合を考えておられますか。

教委総務課長   小学校で90人見込んでおるんですけれども、指導員としましては、11人程度ですね、を考えております。中学校につきましては、30人の見込みに対して6名の指導員ですね、を見込んでおります。

小村委員       僕も、この、民間での僕は経験者なんですけど、小学生が大体9人に1人という割合が少し引っかかっています。対象とする生徒さんの学力

は、基本的には低いものを対象と考えると思うんですけど、その中で小学生を1人で9人を見るっていうのは、すごいしんどいのかなと。その点、中学生は5人に1人ということで、民間の学習塾とかのレベルに近いのかなと思っているんですけど、この点はどのようにお考えですか、小学生9人に関しては。

教委総務課長 先ほど申しあげましたように、指導の方法が、自学自習方式、わからないところを指導員に尋ねるという方法を考えております。実際運営していく中でですね、そういった課題も出てくるかとは思いますが、事業の進捗を見ながらですね、講師の配置については検討していきたいというふうに思っております。

小村委員 進捗状況を見ながら、先生をふやすとかっていうのもご検討いただきたいなと思います。

あと、自学自習方式で、民間も結構今、はやっているというか、やっているんですけど、レベルの低い子に関しましては、どこがわからないのかもわからないという状態で、例えば中学校3年生で、自分がどこにつまずいているのかわからないということもありますので、非常に多分準備が大変になってくると思うんです。そういう点で言いますと、やはり教材の選定だとか、そういうところに非常に注意を払っていただきたいなと。また、1個の教材を買っても、つまずいたときに、すごく、1年生まで戻らなきゃいけないとか、2年生に戻らなきゃいけないとか、その臨機応変に対応できるように、1つの教材という形ではなくて、いろいろな教材をコピーして渡してあげられるだとか、そういう柔軟性を持った対応をしていただければ。運営、非常にしんどいと思うので、その点もまた検討いただけたらなと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 平川委員。

平川委員 この事業は、町単独の事業なんですか。何か国の補助金がつくような、そういう事業なんですか。

教委総務課長 文部科学省のほうにおきましてもですね、そういう学習の遅れがちな中学生を対象とした学習支援事業というのを実施されております。本事業、補助対象であるとかですね、そういった、活用できるかどうか検討していきたいなというふうには考えております。

平川委員 あと、自己負担、月額1,000円ということなんですけれども、特に今回、所得の格差に、学力が格差を生じさせないという目的ということで、特に、所得が多いとか、非常に困っておられるという方じゃない、広く募集をされるということになるわけですよね。そのあたりと、その自己負担、この1,000円というのがどういう考えですか。

教委総務課長 この自己負担を徴収する根拠っていうか、まず、このサービスを受けるためにですね、利用する施設の、いわゆる利用料としてご負担いただくというふうに考えております。

この1,000円の設定なんですけれども、低い金額でご利用いただけるということで1,000円という額を設定したものでございます。

参考に、近隣で実施されている市町村、王寺町での額を申し上げますと、小学校で週3回されています。1回2時間程度ですね。それで、1月2,000円の自己負担を徴収しております。中学校では、週1回で、1月1,000円で実施されておられます。また、他府県ではですね、大阪の、これ、大東市なんですけれども、これは、ここは学習塾に委託して学習支援を行っているというケースですけれども、週1回、1科目で1,000円と、1月1,000円という自己負担を徴収されていると。徴収されている中でですね、児童生徒の学習意欲をそそる一面もあると、そういった話もされておられます。そういったことから、1,000円という金額を設定させていただきました。

平川委員 この1,000円以外に教材費とかはかかってくるんでしょうか。

教委総務 いえ、もうこの1,000円のみを徴収するというふうに考えていま

課長

す。

委員長

清水教育長。

教育長

この教室、事業の支援に参加する子どもたちの保護者からは1人当たり1,000円でありますけど、それで、教材費につきましては、町の予算のほうで、議会にちょっと認めていただいた中で負担をしていきたいなと考えております。

それと、所得が高い、低いということが当然出てまいります。先ほど課長が申しあげました、小学校で13%ぐらいの、王寺と、実績ちょっとありますけども、見てみますと、一定以上の所得のある方は、やはり民間の塾であるとか、そちらのほうにお行きになると。そういった、塾に行かせたいんだけどそこまで負担ができないという方々が利用されているのかなということもございますので。もちろん、生活保護世帯については無料とさせていただきますので、その点では、1,000円の負担っていうのは適当ではないのかなというふうに考えております。

委員長

ただ、学習塾も行きながらこれも行くっていうことも可能なんですよねっていうことと、あと、どういう方が利用されるのかっていう想定がちょっと難しいと思うんですけれども、なかなかこう、保護者で、育児に関心を持っておられなくて、子どもが自宅できちんと宿題ができないっていう方っていうのは、多分応募はされないと思うんです。そういう方に先生が、ここに通ってきたらどうっていうときに、この利用料っていうのがあると、なかなかそこもちょっとハードルになってくるのかなっていう気はするんですけれども、いかがでしょうか。

教育長

今、提案されたように、学校の教員もね、今でもやっていますけど、補習授業等々やっておる中で、そういった子どもの状況もわかっている中で、やっぱり勧める場面も出てくると思います。でも、月1,000円といいましても、週250円っていう額になりますので、もっと言うと、小学校、言うたら2科目ですので、1科目あたり125円とかにな

りますので、それぐらいの負担はしていただけるんじゃないかなというふうには考えております。

平川委員 金額は多分負担はできると思うんですけども、なかなか子育てそのものに関心を持っておられない方とかもいらっしゃる中で、利用料があると、そのことに、何て言うのかな、お金は別に支払う経済力はあっても、そのことに関心そのものがないっていうか、中には多分いらっしゃるっていうことを感じることもありますので、それをどうすくいあげるのかっていうのは難しいと思いますけれども、またそういうことも今後留意していただけたらなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
次に、(5)町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、各課報告事項(5)町民プールの利用状況について、ご報告いたします。

今年度も、7月1日から8月31日までの62日間、事故なく無事に終了できておりますことを、まず報告させていただきます。

では、資料5の2ページをお願いできますでしょうか。

初めに、利用者の推移でございますが、平成27年度の利用者は、昨年度と比較しまして314人増の7,036人でありました。

恐れ入りますが、4ページにお移りいただけますでしょうか。

天候の推移を整理しております。晴れと曇りの日の合計日数が昨年度と同じの55日となっている中、利用者数が314人増加したという状況になっております。

その他、運営・維持管理費の状況や入場料収入の推移等を掲載してお

りますので、また後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

今年度で2回目となります町民プールの無料開放の状況を整理しております。今年度は、7月27日、8月17日、そして24日の3日間で実施したところであります。

この表は、それぞれの実施日と前年度の実績、そして前年度及び前々年度の同一条件の日と比較しております。このような比較にしておりますのは、前年度と実施時期が違うために単純比較できないということから行っております。

それでは、1回目の利用状況を例にご報告させていただきます。1回目は、7月27日ですが、前年度実績比較では109人増の324人、前年度同一条件日の比較では237人の増で、減収額は、右側ですが、5万9,400円となったところでございます。2回目、3回目につきましては、それぞれ表のとおりでございます。

今年度の無料開放の合計では、一番下の表でございますけれども、利用者数が751人、減収額は合計で13万8,850円となったところであります。

以上、町民プールの利用状況についてであります。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします  
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。  
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお

受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、私のほうから2点お諮りいたします。

まず、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、現在、史跡中宮寺跡の整備を進めていることから、史跡の整備・維持管理についての視察のご希望をお聞きしております。

そうしたことから、香芝市にあります尼寺廃寺跡と桜井市にあります山田寺跡を選定させていただきました。視察日につきましては11月4日を予定しております。

以上が、先進地視察計画の概要であります。ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書を提出いたしますので、その手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時20分 閉会)